



### 限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

国民健康保険と後期高齢者医療制度には、1カ月間にかかる医療費の支払いを一定額に抑えたり、入院時の食事を減額したりする制度があります。

この制度を利用するには「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要がありますので、入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は、事前に申請をしてください。

※限度額適用認定証が無くても、限度額を超えた支払額は申請により後日支給されます  
※後期高齢者医療の現役並み所得者Ⅱ、Ⅰに該当し、まだ限度額適用認定証の申請をしていない人は早めに申請をしてください

対象 ▽国民健康保険の加入者。70～74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人▽後期高齢者医療の加入者で現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民

税非課税世帯の人  
70歳以上自己負担限度額

区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
現役並みⅢ	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (多数回該当14万100円*)	
現役並みⅡ	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (多数回該当9万3,000円*)	
現役並みⅠ	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (多数回該当4万4,400円*)	
一般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円)	5万7,600円 (多数回該当4万4,400円*)
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

※過去12カ月に3回以上上限額に達した場合4回目からの多数回該当となり、上限額が下がります

#### 認定証の更新

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。更新は加入している医療制度により異なります。



### 介護保険負担割合証の更新

要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の適用期間が7月31日で終了します。新しい負担割合証(緑色、封筒は青色)を7月中旬に郵送します。

必ず介護保険被保険者証と一緒に保管してください。  
利用者負担割合  
左表のとおり  
問い合わせ 介護高齢課 ☎ 2292

対象	
3割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上
2割	次の両方を満たす65歳以上の人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上
1割	上記以外の人、上記にかかわらず住民税非課税の人および生活保護を受給している人

### 群馬県知事選挙・参議院議員通常選挙

7月21日(日)は群馬県知事選挙、参議院議員通常選挙の投票日です。  
投票の方法や投票所の詳細については、今月の広報ふじおかに併せて配布された特集号をご覧ください。  
問い合わせ 市選挙管理委員会(総務課内) ☎ 21211、内線2419・2420



### 国民年金制度からのお知らせ 保険料の免除および猶予について・付加年金制度

国民年金の第1号被保険者(毎月の保険料を納める人)が、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、本年度分の申請を受け付けています。なお、申請は過去2年分までさかのぼって行えます

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部)	○
一部納付	○	○(一部)	○
納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族年金や、将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります

**保険料納付猶予制度**  
対象 本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の50歳未満の人  
**猶予額** 保険料の全額  
※学生は利用できません  
**学生納付特例制度**  
対象 本人の前年所得が一定基準以下の学生  
**猶予額** 保険料の全額

**失業による免除・猶予**  
失業した時は所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除もしくは猶予になる場合があります。  
**免除・猶予額** 保険料の全額  
**◆付加年金制度**  
自営業者などの第1号被保険者の人が、希望により通常の保険料に「月額400円」を追加して納付することで、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金も受けられるようになります。  
付加年金の年間給付額は「付加保険料を納めた月数×200円」で計算されます。2年間受け取るだけで納めた保険料と同額になる、大変お得な制度です。  
**各種申請** 保険年金課・鬼石総合支所鬼石振興課  
**問い合わせ** 保険年金課 ☎ 2259



### 地域のチカラで明るい社会

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動はすべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。  
運動の一環として、市では期間中に更正保護事業活動資金の募金を行います。  
昨年は319万7750円  
問い合わせ 福祉課 ☎ 2297



### 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

利用者の収入が一定以下の場合、介護費・居住費・食費の利用者負担を軽減します。  
**対象** 世帯全員が住民税非課税で次の要件の全てを満たす人▽年収が単身150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額▽預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円▽日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない▽負担能力のある親族など  
に扶養されていない▽介護保険料を滞納していない  
**対象サービス** 軽減を実施する社会福祉法人が行う介護保険サービス  
**軽減割合** 利用者負担額の25%  
**申請に必要な物** 申請書・年収などを確認できる書類  
※申請書は介護高齢課・市ホームページにあります  
**申請・問い合わせ** 介護高齢課 ☎ 2294